

改正後

改正前

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

(平成 年分) 氏名 _____

この明細書は、平成 年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等に対する寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。）。

※ 平成 年中に支出した政党等に対する寄付金がある場合であっても、平成 年中に支出した寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金（以下「特定寄付金」といいます。）の額（下の②の金額）が平成 年分の所得金額の合計額の25%に相当する金額（下の④の金額）以上の場合には、政党等寄付金特別控除を選択することはできません。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金（取得）等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

(平成 年分) 氏名 _____

この明細書は、平成 年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等に対する寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。）。

※ 平成 年中に支出した政党等に対する寄付金がある場合であっても、平成 年中に支出した寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金（以下「特定寄付金」といいます。）の額（下の②の金額）が平成 年分の所得金額の合計額の25%に相当する金額（下の④の金額）以上の場合には、政党等寄付金特別控除を選択することはできません。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金（取得）等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等に対する寄付金	①	円
	特定寄付金 (政党等に対する寄付金以外の寄付金)	②	円
	① + ②	③	円
所得金額の合計額		④	円
④ × 25 %		⑤	円

政党等に対する寄付金の額の合計額を書いてください。
(政党等に対する寄付金の内訳)

政党等の名称	寄付年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	円
	平 . .	円

申告書第二表の「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の寄付金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得がある場合……その所得金額
・申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額。ただし、山林所得については特別控除後の金額。)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦
1万円 - ②	⑧ (赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨ (100円未満の端数切捨て)
平成 年分の所得税の額	⑩
⑨ × 25 %	⑪ (100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に転記してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署(所得税担当)におたずねください。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等に対する寄付金	①	円
	特定寄付金 (政党等に対する寄付金以外の寄付金)	②	円
	① + ②	③	円
所得金額の合計額		④	円
④ × 25 %		⑤	円

政党等に対する寄付金の額の合計額を書いてください。
(政党等に対する寄付金の内訳)

政党等の名称	寄付年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	円
	平 . .	円

申告書第二表の「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の寄付金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得がある場合……その所得金額
・申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額。ただし、山林所得及び長期所有上場株式等の譲渡所得については特別控除後の金額。)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦
1万円 - ②	⑧ (赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨ (100円未満の端数切捨て)
平成 年分の所得税の額	⑩
⑨ × 25 %	⑪ (100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に転記してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署(所得税担当)におたずねください。